

令和3年度 大分県公立学校 教員採用選考試験 ◀実施要項▶

求められる教員像

専門的知識をもち、
実践的指導力のある人

使命感にあふれ、
高い倫理観と
豊かな人間性をもつ人

柔軟性と創造力をそなえ、
未知の課題に立ち向かう人

学校組織の一員として
考え行動する人

昨年度からの主な変更点

- 1 「受験年齢制限」の緩和
満50歳以下から、満59歳以下に変更します。
昭和36年4月2日以降に生まれた者です。
- 2 「小学校実技試験」の変更
音楽・体育を廃止し、英語のみ実施します。
- 3 「第2次試験での実技試験」の実施
全ての試験区分において、実技試験は第2次試験で実施します。
- 4 「第3次試験の実施方法」の変更
集団討論と個人面接を同一の試験室で一体化した方法で実施します。
- 5 「小中学校連携教諭」の拡充
英語に加えて、音楽・保健体育についても募集します。
- 6 「他県教諭特別選考」の実施
 - ①他県の正規教員として3年以上勤務した者が対象です。
 - ②全ての試験区分で募集します。
 - ③第1次試験・第2次試験は免除し、第3次試験のみ実施します。
 - ④一般選考での他県教諭の第1次試験免除制度は廃止します。
- 7 「出願手続」の変更
原則として電子申請を利用する方法とします。

令和3年度大分県公立学校教員採用選考試験実施要項

大分県教育委員会

1 目的

大分県公立学校教員を志望する者について、令和3年度採用に当たっての選考資料とするため、これを実施する。

2 選考区分、試験区分及び採用予定者数等

(1) 一般選考

試験区分	採用予定者数	
	全体数	教科・科目等別内訳
① 小学校教諭	200人	
② 小中学校連携教諭	15人	音楽(5) 保健体育(5) 英語(5)
③ 中学校教諭	115人	国語(15) 社会(12) 数学(20) 理科(15) 音楽(8) 美術(5) 保健体育(11) 技術(4) 家庭(5) 英語(20)
④ 高等学校教諭	65人	国語(6) 地理歴史〔世界史(1) 日本史(2) 地理(2)〕 公民(1) 数学(9) 理科〔物理(2) 化学(2) 生物(2)〕 保健体育(3) 音楽(1) 美術(1) 書道(1) 英語(10) 家庭(2) 農業(3) 工業〔機械(3) 電気(3) 土木(1) 建築(1)〕 工業化学(1) デザイン(1) 水産〔機関(1)〕 商業(4) 情報(1) 福祉(1)
⑤ 特別支援学校教諭	44人	小学部(14) 中学部(10) 高等部(20)
⑥ 養護教諭	27人	
⑦ 栄養教諭	6人	
一般選考計	472人	

- ※ ②の小中学校連携教諭で採用された者は、小学校又は中学校に配置し、人事交流を行う(以下同じ。)
- ※ ④の工業〔デザイン〕は、高校美術、高校工業又は高校デザインの免許取得者で工業高校においてデザインの指導ができる者(以下同じ。)
- ※ ⑤のうち小学部又は中学部で採用された者は、特別支援学校のほか、免許状の種類に応じ、小学校又は中学校において、特別支援学級担当の教諭として勤務する(以下同じ。)
- ※ 合格者のうち日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師として採用する(以下同じ。)

(2) 特別選考

障がい者が社会参加することを通じて青少年の健全育成を推進するため、社会人としての多様な経験や専門的な知識・技能を教育にいかすため、卓越した指導者の秀でた実績や優れた知識・技能を競技力向上にいかすため、及び他県の正規教諭の優れた知識・技能を教育にいかすために実施する。

試験区分	採用予定者数	摘要
特別選考(Ⅰ) (障がい者特別選考)	8人	一般選考の試験区分①から⑦までのいずれかを志望する者で、教科・科目は問わない。第1次試験、第2次試験及び第3次試験は一般選考と同様の試験を実施する。また、障がいの種類や程度に応じた受験上の配慮を行う。
特別選考(Ⅱ) (社会人特別選考)	5人	一般選考の試験区分①から④までのいずれかを志望する者で、教科・科目は問わない。第1次試験は、教養試験及び専門試験に代えて、小論文を実施する。 なお、第2次試験及び第3次試験は、一般選考と同様の試験を実施する。
特別選考(Ⅲ) (スペシャリスト特別選考)	2人	高等学校教諭のうち、下記(※)の教科を志望する者で、スポーツの指導者として優秀な実績を有するものとする。第1次試験及び第2次試験を免除し、第3次試験は、プレゼンテーション及び面接試験を実施する。
特別選考(Ⅳ) (他県教諭特別選考)	小学校 20人 ※小中学校連携 中学校 15人 高等学校 15人 特別支援学校 3人 養護教諭 2人 栄養教諭 2人	一般選考の試験区分①から⑦までのいずれかを志望する者で、教科・科目は問わない。他県の国公立学校の正規教員で志望する試験区分の教科・科目の分野に優れた知識・技能を有するものとする。第1次試験及び第2次試験を免除し、第3次試験は、面接試験を実施する。
特別選考計	72人	

- ※ 特別選考(Ⅲ)の教科：国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、音楽、美術、書道、英語、家庭、農業、工業、水産、商業、情報、福祉

(3) 併願制度

次の①から⑬までの試験区分及び教科・科目等の組合せに限り、併せて出願することができる。併願を希望する場合は、第1志望及び第2志望を願書に入力すること。併願を希望しない場合は、第1志望のみ願書に入力すること。

① 小中学校連携教諭 (音楽) と中学校教諭 (音楽)	⑧ 中学校教諭 (保健体育) と高等学校教諭 (保健体育)
② 小中学校連携教諭 (保健体育) と中学校教諭 (保健体育)	⑨ 中学校教諭 (家庭) と高等学校教諭 (家庭)
③ 小中学校連携教諭 (英語) と中学校教諭 (英語)	⑩ 中学校教諭 (英語) と高等学校教諭 (英語)
④ 中学校教諭 (国語) と高等学校教諭 (国語)	⑪ 特別支援学校教諭 小学部と中学部
⑤ 中学校教諭 (数学) と高等学校教諭 (数学)	⑫ 特別支援学校教諭 小学部と高等部
⑥ 中学校教諭 (音楽) と高等学校教諭 (音楽)	⑬ 特別支援学校教諭 中学部と高等部
⑦ 中学校教諭 (美術) と高等学校教諭 (美術)	

上記の①から⑬までの組合せを除いて、出願できる試験区分は、小学校教諭、小中学校連携教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭、特別選考 (I)、特別選考 (II)、特別選考 (III) 又は特別選考 (IV) のいずれか一つとする。

また、出願後の選考区分、試験区分及び教科・科目等の変更は認めない。

3 受験資格

一般選考	<p>次の (1) から (4) までの要件を全て満たす者に限る。</p> <p>(1) 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第16条及び学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第9条の欠格条項に該当しない者</p> <p>(2) 試験区分に応ずる教諭普通免許状 (小中学校連携教諭志望者は、小学校教諭普通免許状に加えて、音楽志望者は中学校教諭 (音楽) 普通免許状、保健体育志望者は中学校教諭 (保健体育) 普通免許状、英語志望者は中学校教諭 (外国語) 普通免許状。特別支援学校教諭志望者は、特別支援学校教諭普通免許状又は盲・聾・養護学校のいずれかの教諭普通免許状に加えて、小学部志望者は小学校教諭普通免許状、中学部志望者は中学校教諭普通免許状、高等部志望者は高等学校教諭普通免許状) を現に有している者又は令和3年3月31日までに取得見込みの者 平成6年3月31日以前において、高等学校の社会科教諭普通免許状を取得した者は、高等学校教諭の地理歴史又は公民を受験できる。 水産 (機関) 教諭志望者は、水産又は商船の高等学校教諭普通免許状及び3級以上の海技士 (機関) の海技免状を現に所有している者又は令和3年3月31日までに取得見込みの者</p> <p>(3) 昭和36年4月2日以降に生まれた者</p> <p>(4) 県内のどこにでも赴任できる者</p>
特別選考 (I)	<p>上記 (1) から (4) までの要件に加え、(5) の要件を満たす者に限る。</p> <p>(5) 次のア、イ又はウのいずれかに該当する者 ア 身体障害者手帳の交付を受けている者又は都道府県知事の定める医師 (以下「指定医」という。) 若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和35年法律第123号) 別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書 (心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。) の交付を受けている者 イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳の交付を受けている者又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障がい者であることの判定書の交付を受けている者 ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p>
特別選考 (II)	<p>上記 (1)、(3) 及び (4) の要件に加え、(6) 及び (7) の要件を全て満たす者に限る。</p> <p>(6) 次のア又はイのいずれかに該当する者 ア 試験区分に応ずる教諭普通免許状 (小中学校連携教諭志望者は、小学校教諭普通免許状に加えて、音楽志望者は中学校教諭 (音楽) 普通免許状、保健体育志望者は中学校教諭 (保健体育) 普通免許状、英語志望者は中学校教諭 (外国語) 普通免許状) を現に有している者又は令和3年3月31日までに取得見込みの者 イ (6) のアに該当しない者で、次の①及び②に該当するもの (小学校教諭志望者は除く。) ① 志望する教科・科目に関する専門的な知識経験又は技能を有する者 ② 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者</p> <p>(7) 民間企業・官公庁等において常勤の職 (国公立学校・学習塾・予備校等の教育職を除く。) として令和2年4月1日現在3年以上継続して勤務している者</p>
特別選考 (III)	<p>上記 (1) から (4) までの要件に加え、(8) 及び (9) の要件を全て満たす者に限る。</p> <p>(8) 平成23年4月1日以降令和2年5月31日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当する者 ア 国際レベルの大会に日本代表として出場した団体又は個人を指導した実績を有する者 イ 全国規模の大会でベスト8以上の成績を収めた団体又は個人を指導した実績を有する者</p> <p>(9) 出願時において、全国高等学校体育連盟及び日本高等学校野球連盟に大分県が加盟している競技種目のうち下記の種目の指導者である者 種目：陸上競技、柔道、水泳、バスケットボール、バレーボール、卓球、ソフトテニス、ハンドボール、サッカー、ラグビーフットボール、バドミントン、ソフトボール、相撲、柔道、ボート、剣道、レスリング、弓道、テニス、登山、自転車競技、ボクシング、ホッケー、ウエイトリフティング、ヨット、フェンシング、空手道、アーチェリー。なぎなた、カヌー、馬術、ライフル射撃、駅式野球、駅式野球</p>

特別選考 (Ⅳ)	<p>上記(Ⅰ)から(Ⅳ)までの要件に加え、(Ⅹ)の要件を満たす者に限る。</p> <p>(Ⅹ) 次のア及びイに該当する者</p> <p>ア 大分県を除く都道府県又は政令指定都市が実施する教員採用選考試験に合格し、公立の学校又は国立大学法人が所管する学校の正規教員(志望する試験区分と同一区分に限る。また、臨時的任用の者は除く。)としての勤務期間が令和2年4月1日現在3年以上(休職・育児休業の期間を除く。)である者</p> <p>イ 現在、公立の学校若しくは国立大学法人が所管する学校の正規教員(志望する試験区分と同一区分に限る。また、臨時的任用の者は除く。)又は都道府県教育委員会若しくは市町村教育委員会の正規職員(臨時的任用の者は除く。)として勤務している者</p>
-------------	--

(留意) 一般選考(Ⅱ)における試験区分に応ずる教諭普通免許状を令和3年3月31日までに取得見込みの者について
 高専教諭に出席する者で、高専教諭免許状を令和3年3月31日までに取得見込みのものに、令和2年度中に実施される保難選国家試験の合格により得られる資格を基盤として高専教諭免許状を取得しようとするものを含む。
 栄養教諭に出席する者で、栄養教諭免許状を令和3年3月31日までに取得見込みのものに、令和2年度中に栄養士免許を取得し、その免許を基盤として栄養教諭免許状を取得しようとするものを含む。

特別選考(Ⅱ)の受験資格(Ⅵ)のイの要件について
 採用に当たっては、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第3項に定める特別免許状の授受を受ける必要があることから、(Ⅵ)のイのⅠの基準に關して、出席に基づき提出書類(p.4～5)により、次の観点から特別免許状授受の可否について予備的な審査を行う。

(Ⅰ)「志望する教科・科目に関する専門的な知識経験又は技能」は、担当する教科・科目の教育課程、学習指導要領等に照らし、学校教育の効果的実施が期待できるものであること。

(Ⅱ)「志望する教科・科目に関する専門的な知識経験又は技能に関連した実務経験を、3年以上有していること」
 なお、特別免許状の授受について、不明な点は事前に確認すること。

特別選考(Ⅲ)の受験資格について
 上記(Ⅷ)の要件に關しては、専門家で構成される審査委員会を設置し、同委員会において審査を行う。ただし、上記(Ⅷ)の指導した実績となる競技種目と上記(Ⅸ)の競技種目が一致している場合のみ出席することができる。

(参考)

地方公務員法(抜粋)

(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法(抜粋)

(校長・教員の欠格事由)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (3) 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 第1次試験の免除

(1) 免除の要件

次の①又は②のいずれかの要件に該当する者は、希望により第1次試験を免除する。

ただし、特別選考(Ⅱ)、(Ⅲ)及び(Ⅳ)を受験する者並びに併願を希望する者は除く。

- ① 平成31年度大分県公立学校教員採用選考試験(平成30年度実施)の第1次試験及び第2次試験を受験し、いずれにも合格した者であつて、かつ、令和3年度大分県公立学校教員採用選考試験(令和2年度実施)において、同一の試験区分及び教科・科目等を受験する者
- ② 令和2年度大分県公立学校教員採用選考試験(令和元年度実施)の第1次試験及び第2次試験を受験し、いずれにも合格した者であつて、かつ、令和3年度大分県公立学校教員採用選考試験(令和2年度実施)において、同一の試験区分及び教科・科目等を受験する者

(注意) 上記①及び②の「第1次試験及び第2次試験を受験し、いずれにも合格した者」には、第1次試験免除者は含まれない。

(2) 免除の手続

免除を希望する者は、願書の該当欄に入力した上で、「5 出願等手続」に従って出願すること。

5 出願等手続

出願の方法は、原則インターネット(大分県電子申請システム)を利用する方法とする。

インターネットに接続できる環境にない等、やむを得ない場合のみ個別に対応するので、(3)の書類の提出先まで連絡すること。

(1) インターネット（大分県電子申請システム）を利用する方法

- ※ インターネット接続、メールの受信及び書類の印刷（A4サイズのモノクロ印刷）が可能であること。
- ① 大分県電子申請システムの利用者登録
 インターネット上の次のURLにアクセスし、「利用者登録はこちら」→「基本情報入力」→「利用者IDの発行」→「送信されたメールの確認ページでIDとパスワード入力」を行う。

<https://www.egov-oita.pref.oita.jp/>

※ 取得したIDやパスワードは忘れないよう控えておくこと。

② 出願期間 令和2年5月11日（月）9:00～6月8日（月）17:15

- ③ 大分県電子申請システムによる申請情報の入力
 登録したIDとパスワードでログインし、「申請先の選択」→「大分県」→「令和3年度大分県公立学校教員採用選考試験」→「電子申請をする」→「申請情報の入力」を行う。
 申請内容を確認後、「送信」をクリックする。
 ※ 入力前に実施要項を必ず印刷し、「願書等入力上の注意」をよく読んでから入力すること。また、入力情報にコード番号が必要になるので、実施要項であらかじめ調べておくこと。
 ※ 「送信」後は、出願者による申請内容の修正ができないので注意すること。また、「送信」後に修正の必要が出た場合、(3)の書類の提出先に連絡をし、修正の依頼をすること。また、「修正」は、上記出願期間内に依頼すること。
 ※ 「送信」後に、再度「送信」を行うと重複した申請になるので絶対に行わないこと。
 ※ 申請が受け付けられると受付確認画面が表示されるので、画面に表示される内容を確認すること。特に「受付番号」は、問合せの際などに必要になるため、控えておくこと。
 - ④ 申請書控え保存
 送信が完了し、確認する画面で申請内容を「申請書控え保存」で保存しておくこと。
 - ⑤ 申請内容の審査
 審査期間 令和2年6月9日（火）～6月12日（金）
 上記の期間中に集中して電子申請内容の審査を行う。審査が完了すると、メールで通知する。
 ※ 上記審査期間内に「審査完了」のメールが届かない場合は、(3)の書類の提出先に連絡を必ず行うこと。
 ※ システムの操作、利用者登録等で不明な点がある場合は、大分県電子申請システムヘルプデスク（電話097-506-2176：受付時間9:00～18:00（土曜日及び日曜日を除く。））に問い合わせること。
- (注意) ア 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けないことがある。
 イ 出願時に提出された書類は理由のいかんを問わず、返却しない。
 ウ 受験料は不要である。
 エ 身体に障がい等があり、試験場において配慮を必要とする受験者（例：車いす使用等）は、願書の「受験上の配慮」欄にその旨を入力すること。

(2) 特別選考に関する提出書類

	提出物	注意事項等
①	特別選考（Ⅰ）の受験資格を証する書類（身体障害者手帳等の写し）	・特別選考（Ⅰ）志望者のみ
②	特別選考（Ⅱ）の受験資格（6）のイの要件に該当する者に必要な提出書類	・特別選考（Ⅱ）の受験資格（6）のイの要件に該当する者は、次の（i）及び（ii）の書類を提出すること。 （i）教員の職務を行うために必要な資質能力に関するアピール書（別紙様式1※）（自らの専門的な知識経験又は技能と教育指導との関連及び活用、これまでの指導歴その他教員としての資質能力についてアピールしたい事項） （ii）志望する教科・科目に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格（国家資格、公的資格、民間資格の別を問わない。）を証する書類（写しでもよい。）
③	特別選考（Ⅲ）の受験資格を証する書類	・別紙様式2-1及び2-2（※）の記載に従い、所属団体等の代表者による証明書を提出すること。
④	特別選考（Ⅲ）受験に係る意向届	・別紙様式2-3（※）に必要事項を記入し、押印すること。
⑤	特別選考（Ⅳ）の受験資格を証する書類	・勤務履歴を証明するもの（別紙様式3※）を提出すること。なお、任命権者が作成した書類をもって代えることができる。

※ 特別選考（Ⅰ）から（Ⅳ）までを志望する者は、電子申請以外に、①から⑤までのうち、該当書類を（3）の書類の提出先まで提出すること。

※ 別紙様式1、2-1、2-2、2-3及び3は、大分県教育委員会のホームページ（<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>）からダウンロードすること。

- (注意) ア 特別選考(Ⅱ) 志望者は、願書の「職歴」欄に、民間企業・官公庁等において常勤の職として3年以上継続して勤務していることが分かるように入力すること。
 なお、第3次試験合格後、在職証明書の提出が必要である。
 イ 特別選考(Ⅱ) 志望者のうち、受験資格(6)のアの要件に該当する者が受験資格(7)に該当しないと審査された場合は、一般選考を受験することができる。
 ウ 特別選考(Ⅲ) 志望者が、受験資格(8)及び(9)の要件に該当しないと審査された場合には、一般選考を受験することができる。ただし、出願時に提出された別紙様式2-3において、一般選考(志願する教科・科目は、2(1)④(高等学校教諭)の教科・科目に限る。)での受験希望を届け出た者に限る。
 エ 特別選考(Ⅳ) 志望者が、受験資格(10)の要件に該当しないと審査された場合には、一般選考を受験することができる。

(3) 書類の提出先

大分市府内町3丁目10番1号 大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班(大分県庁舎別館7階)
 郵便番号 870-8503 電話 (097) 506-5518

(4) 書類の提出締切

令和2年6月8日(月)の消印のあるものまで有効とする。

(5) 受験票の交付

令和2年6月25日(木)頃本人宛てメールに受験票を添付し、送信する。各自で印刷して利用すること。令和2年6月29日(月)を過ぎてもメールによる受験票が届かない場合は、(3)の書類の提出先まで必ず連絡すること。

6 第1次試験

第1次試験においては、基本的知識等の修得状況を判断するものとし、以下のとおり実施する。

(1) 期 日

令和2年7月12日(日)

(2) 試験場

大分県立大分上野丘高等学校 大分市上野丘2丁目10番1号 電話 (097) 543-6249
 大分県立大分豊府中学校・高等学校 大分市大字羽屋600番地1 電話 (097) 546-2222

(注意) ア 上記2会場で実施する。各受験者の試験場は受験票に記載して通知する。

イ 受験者の自家用車(二輪車を含む。)による試験場への乗り入れ及び自家用車による試験場への送迎は禁止する。

各会場においては、近隣や交通の妨げになる場所での送迎も禁止とするので厳守すること。

なお、自転車は、指定の置き場に駐輪すること。

ウ 試験場内及び試験場周辺は、禁煙である。

エ 携帯電話は、試験場内では使用できない。

(3) 日程及び試験内容

時 間	試 験 等	内 容 等
9:30	試験室入室完了	・試験室には8:50から入室可
9:30~9:50	出欠確認、諸注意	
9:50~10:40	教養試験 ※特別選考(Ⅱ) 志望者に対しては、小論文(9:50~11:10、1200字以内)を実施する。	・人文・社会・自然科学に関する基本的な一般教養 ・教育原理・教育心理・教育法規等に関する基本的な教職教養(答申・学習指導要領を含む。)
11:20~12:30	小学校	・小学校の全教科及び英語(リスニング)
	小中学校連携	・受験する教科・科目(英語はリスニングを含む。)
	中学校	・受験する教科・科目(英語はリスニングを含む。)
	高等学校	・受験する教科・科目(英語はリスニングを含む。)
	特別支援学校	・特別支援教育に関する専門的事項
	養護教諭	・養護に関する専門的事項
	栄養教諭	・栄養に関する専門的事項

(注意) ア 教養試験及び専門試験に遅刻した場合は、試験開始後30分以内の遅刻に限り、受験を認める。

イ 当日は、受験前に試験場の諸掲示に注意すること。

ウ 教養試験及び専門試験の実施時間中は、携帯電話や荷物は試験室外の指定箇所(当日指定する。)に置くこと。試験実施時間中に、試験室内に携帯電話を持ち込んだ場合は、受験を無効とすることがある。

エ 教養試験及び専門試験の実施時間中は、途中退室することはできない。

オ 教養試験問題及び専門試験問題は、択一式とする。ただし、一部の教科・科目の専門試験においては、一部又は全てに、数値を記入する問題を出題する。

(4) 携行品

	携行品	注意事項等
①	受験票	・各自で印刷後持参すること。
②	写真票	・所定の位置に写真を貼付し、受験番号を記入しておくこと。
③	筆記用具	・黒鉛筆又はシャープペンシル (HB程度)、消しゴム
④	時計	・計時機能だけのものに限る。
⑤	返信用封筒 1 枚 (第 1 次試験結果通知用)	・84円切手を貼り、住所、氏名を明記すること (宛名は「〇〇様」とすること。) ・封筒の規格は、23.5cm×12cm (長形 3 号)、糊付き封筒とし、1 枚用意すること (速達を希望する場合は、374円分の切手を貼り、表に「速達」と朱書きすること。) ・封筒表左下に受験番号を必ず記入しておくこと。
⑥	上履き及び靴入れ	
⑦	特別選考 (I) の受験資格を証する書類 (身体障害者手帳等)	・特別選考 (I) 志望者のみ

(5) 試験結果

- ① 第 1 次試験の一般選考における合格者数は、採用予定者数の 2 倍の数 (採用予定者数が 1 人の場合は 4 倍の数) とする。ただし、令和 2 年度大分県公立学校教員採用選考試験 (令和元年度実施) で、試験を実施しなかった試験区分 (教科・科目等) は、採用予定者数の 3 倍の数 (採用予定者数が 1 人の場合は 5 倍の数) とする。ただし、採用予定者数が 10 人以上の試験区分 (教科・科目等) については、上記の数から第 1 次試験免除者数を減じた数を合格者数とする。
- また、特別選考 (I) 及び特別選考 (II) の合格者数は、採用予定者数の 3 倍の数 (採用予定者数が 1 人の場合は 5 倍の数) とする。
- なお、合格ラインの範囲内であっても、成績が著しく低い場合は、合格者とししない。
- ※ 合格ライン：上記の合格者数を第 1 次試験の合格ラインとする。
- ※ 成績が著しく低い場合：第 1 次試験の得点率が 40% (150 点満点中 60 点) 以下に該当する場合
- ② 併願を希望した者は、第 1 志望不合格の場合でも、第 2 志望の合格者として発表することがある。第 2 次試験以降は第 1 次試験で合格した試験区分及び教科・科目等で受験する。
- ③ 第 1 次試験の結果は、令和 2 年 7 月 27 日 (月) 午前 9 時、大分県庁舎本館 1 階の県政掲示板 (県民室横) に、第 1 次試験の合格者の受験番号を掲示するとともに、別途受験者全員宛て文書で通知する。
- また、第 1 次試験の合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ (<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>) にも掲載する。
- ④ 第 1 次試験の教養試験及び専門試験の「正解・配点」を大分県教育委員会のホームページ (<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>) に掲載する。
- ⑤ 各試験区分 (教科・科目等) における教養試験及び専門試験の合計点の合格最低点を、大分県教育委員会のホームページ (<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>) に掲載する。

7 第 2 次試験

第 1 次試験の合格者及び免除者について、教員として必要な専門性を判断するため、以下のとおり、第 2 次試験を実施する。

なお、日程等の詳細は、第 1 次試験の合格者には第 1 次試験結果通知に併せて指示する。また、第 1 次試験の免除者には、令和 2 年 7 月 27 日 (月) 頃本人宛て通知する。令和 2 年 7 月 31 日 (金) を過ぎても第 2 次試験の日程の詳細が届かない場合は、5 (3) の書類の提出先まで連絡すること。

(1) 期 日

令和 2 年 8 月 6 日 (木) から 8 月 12 日 (水) まで (予定) のうち、指定する日

(2) 試験場

大分県立爽風館高等学校 大分市上野丘 1 丁目 11 番 14 号 電話 (097) 547-7700
〔体育実技試験〕

サイクルショップコダマ大洲アリーナ 大分市青葉町 1 番地 電話 (097) 551-1511

大分県立大分商業高等学校 大分市西浜 4 番 2 号 電話 (097) 558-2611

(注意) ア 受験者の自家用車 (二輪車を含む。) による試験場への乗り入れ及び自家用車による試験場への送迎は禁止する。

各会場においては、近隣や交通の妨げになる場所での送迎も禁止とするので厳守すること。

なお、自転車は、指定の置き場に駐輪すること。

イ 試験場内及び試験場周辺は、禁煙である。

ウ 携帯電話は、試験場内では使用できない。

(3) 試験内容

試験	内容等
模擬授業（場面指導）及び口頭試問	・模擬授業については、養護教諭志望者は場面指導とする。口頭試問は、模擬授業（場面指導）や教科・科目等の専門に関する内容を問う。
実技試験	・小学校、小中学校連携・中学校・高等学校の音楽、小中学校連携・中学校・高等学校の保健体育、小中学校連携・中学校・高等学校の英語、中学校・高等学校の美術、高等学校の書道、中学校の技術、中学校・高等学校の家庭及び養護教諭を志望する者のみ ・内容及び携行品は、以下を参照のこと。

(注意) ア 小中学校連携・中学校・高等学校の保健体育志望者で、実技試験のうち水泳を試験当日に受験できない者は、試験当日に申請することにより、水泳を予備日（別途指定する日）に受験することを認める。

イ 実技試験において、試験当日及び予備日に、身体的な事情により実技の実施に支障のある者は、試験当日、受付時に、医師の診断書を提出すること（この場合、実技を全く行わない者は、0点として取り扱うものとする。）。

※ 第2次試験の実技試験内容

試験区分・教科	内容
小学校	・英語（試験当日提示するテーマに基づいた、英語表現（スピーキング）テスト）
小中学校連携・中学校・高等学校の音楽	・弾き歌い（当日指定の課題曲をピアノ伴奏しながら歌唱すること。） ・楽曲の演奏（声楽、ピアノ又は他の楽器による任意の楽曲の演奏。ただし、電子・電気楽器は除く。） ※ 暗譜、伴奏なしで演奏すること。 ※ ピアノは、試験室に準備したものをを使用すること。 ※ 楽器を持参する場合は、各自で持ち運びや準備・片付けが容易なものであること。 ※ 持参した楽器の音の調整等は、試験前に5分程度可能である。 ※ 演奏時間は2分程度とし、楽曲の途中から演奏を開始してもよい。
小中学校連携・中学校・高等学校の保健体育	・選択1及び2については、出願時にそれぞれ1種目を選択すること。なお、出願後の種目変更は認めない。 【共通】体づくり運動（体力を高める運動） 【選択1】ダンス（創作ダンス、現代的なリズムのダンスから選択） 【選択2】水泳（クロール、平泳ぎから選択：50m）
小中学校連携・中学校・高等学校の英語	・英会話（英語によるグループディスカッション）及び英語による個人面接 ※ 実用英語技能検定準1級、TOEFL iBT 80点程度等以上の英語力を持つレベル
中学校・高等学校の美術	・鉛筆デッサン、水彩画
高等学校の書道	・毛筆、硬筆
中学校の技術	・木材加工における実技と道具の適切な使い方に関する試験
中学校・高等学校の家庭	・被服製作実習の技能に関する試験 ・調理実習の技能に関する試験 ※ 道具は、試験室に準備したものをを使用すること。
養護教諭	・応急手当と救命処置の実技に関する試験

(4) 携行品

携行品		注意事項等	
①	受験票	・第1次試験で使用したもの	
②	写真票	・第1次試験免除者のみ受付に提出 ・所定の位置に写真を貼付し、受験番号を記入しておくこと。	
③	筆記用具		
④	時計	・計時機能だけのものに限る。	
⑤	実技試験に必要なもの (右表のとおり)	試験区分・教科	携行品
		小中学校連携・中学校・高等学校の音楽	楽曲の演奏に必要な楽器等
		小中学校連携・中学校・高等学校の保健体育	運動に適した服装、水着、水泳帽、体育館シューズ、靴入れ
		中学校・高等学校の美術	画用鉛筆、水彩用具一式（アクリルガッシュ、ポスターカラーも可、水彩色鉛筆は不可）、画板、画板に紙を固定するもの（クリップ等）、制作に適した服装
		高等学校の書道	毛筆：筆（最大半切作品が書けるものから、仮名小字が書けるものまで）、墨、硯、墨池、毛氈、文鎮、水滴、定規、雑巾、制作に適した服装。ただし、用紙、字典を持ち込むことはできない。 硬筆：試験室に用意された用具を使用する。
		中学校の技術	実技のできる服装、タオル、筆記用具（けがき用）、木工用具一式（さし金、両刃のこぎり、平かんな、四つ目きり、のみ、げんのう、釘抜き、木づち、すじけびき）
		中学校・高等学校の家庭	調理実習着（白衣又はかっぱう着）、三角巾、手ふきタオル、布巾2枚

(5) 試験結果

- ① 第2次試験の合格者数は、採用予定者数の3/2倍の数（採用予定者数が1人の場合は3倍の数、150人以上の場合は4/3倍の数、200人以上の場合は5/4倍の数）とする。ただし、小数点以下の端数は切り上げとする。
- なお、合格ラインの範囲内であっても、成績が著しく低い場合には、合格者とししない。
- ※ 合格ライン：上記の合格者数を第2次試験の合格ラインとする。
- ※ 成績が著しく低い場合：第2次試験の得点率が40%（350点満点中140点）以下に該当する場合
- ② 第2次試験の結果は、令和2年9月2日（水）午前9時、大分県庁舎本館1階の県政掲示板（県民室横）に、第2次試験の合格者の受験番号を掲示するとともに、別途受験者全員宛て文書で通知する。
- また、第2次試験の合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ（<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>）にも掲載する。

8 第3次試験

第2次試験の合格者及び特別選考（Ⅲ）、（Ⅳ）の受験者について、教員として必要な人間性を判断するため、以下のとおり、第3次試験を実施する。

なお、日程等の詳細は、第2次試験結果通知に併せて指示する。また、特別選考（Ⅲ）、（Ⅳ）の受験者には、令和2年9月2日（水）頃本人宛て通知する。令和2年9月7日（月）を過ぎても第3次試験の日程の詳細が届かない場合は、5（3）の書類の提出先まで連絡すること。

(1) 期 日

令和2年9月19日（土）から令和2年9月23日（水）まで（予定）のうち、指定する日

(2) 試験場

大分県教育センター 大分市大字旦野原847番地の2 電話 (097) 569-0118

(注意) ア 試験場内及び試験場周辺は、禁煙である。

イ 携帯電話は、試験場内では使用できない。

(3) 試験内容

試験	内容等
面接	集団討論・個人面接

(注意) 特別選考（Ⅲ）の試験内容については、別途指示する。

(4) 試験結果

第3次試験の結果は、令和2年10月14日（水）（予定）午前9時、大分県庁舎本館1階の県政掲示板（県民室

横)に、第3次試験の合格者の受験番号を掲示するとともに、別途受験者全員宛て文書で通知する。

また、第3次試験の合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ (<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>)にも掲載する。

なお、採用予定者数内であっても、第3次試験の成績が著しく低い場合は、合格者とししない。

※ 成績が著しく低い場合：第3次試験の得点率が40% (350点満点中140点)以下に該当する場合

9 各試験の配点

(1) 第1次試験 (150点満点)

一般選考及び特別選考 (I)

試験区分・教科	教養試験	専門試験
全試験区分・教科	50	100

特別選考 (II)

試験区分・教科	小論文
小学校、小中学校連携、中学校、高等学校	150

※ 第1次試験の合格者は、第1次試験の成績により決定する。

(2) 第2次試験 (350点満点)

一般選考、特別選考 (I) 及び特別選考 (II)

試験区分・教科	模擬授業	口頭試問	実技試験
小学校	180	120	50
小中学校連携、中学校、高等学校の実技試験を課す教科	180	120	50
養護教諭	150	120	80
上記以外	200	150	

※ 養護教諭の模擬授業欄の点は、場面指導の点とする。

※ 第2次試験の合格者は、第2次試験の成績により決定する。

(3) 第3次試験 (350点満点。ただし、特別選考 (III) は400点満点。)

一般選考、特別選考 (I) 及び特別選考 (II)

試験区分・教科	面接
全試験区分・教科	350

※ 第3次試験の合格者は、第2次試験及び第3次試験の総合成績 (700点満点)により決定する。

特別選考 (IV)

試験区分・教科	面接
全試験区分・教科	350

※ 特別選考 (IV) の合格者は、第3次試験の成績により決定する。

特別選考 (III)

試験区分・教科	プレゼンテーション	面接
高等学校・教科	200	200

※ 特別選考 (III) の合格者は、第3次試験の成績により決定する。

10 得点等の送付・開示

受験者全員に対して、第1次試験、第2次試験及び第3次試験の試験の得点及び総合点を、各試験の結果の通知とともに送付する (口頭による開示 (簡易開示) は行わない。)。

11 合格者の行う手続等

(1) 第3次試験の合格者は、指定する日までに健康診断書 (所定用紙) を提出すること。詳細は、第3次試験合格者に対して通知する。

(2) 特別選考 (II) による第3次試験の合格者は、指定する日までに、民間企業・官公庁等において3年以上継続して勤務していることが分かる、勤務先が発行する在職証明書 (様式は任意) を提出すること。

12 採用及び給与

(1) 選考試験の合格者は、次の①から④までのいずれかに該当する場合を除き、令和3年4月1日付けで採用するものとする。

① 令和3年4月1日以降、大学院修士課程、博士前期課程又は教職大学院 (以下「大学院修士課程等」とい

- う。)での修学を希望する者は、申請に基づき下記ア又はイのとおり採用時期を延期する。
- ア 大学院修士課程等に在学し修学を継続する場合は、最大1年間延期する。
ただし、教職大学院の3年制の1年に在学し修学を継続する場合は、最大2年間延期する。
- イ 令和3年4月1日以降、大学院修士課程等に進学する場合は、最大2年間延期する。
ただし、教職大学院の3年制に進学する場合は、最大3年間延期する。
- ② 特別選考(Ⅱ)の合格者は、研修を実施するため、令和3年1月に事務職員として採用する。研修期間を経て、令和3年4月1日付けで合格した試験区分の教諭として任用する。
- ③ 養護教諭の合格者で、令和2年度中に実施される保健師国家試験の合格により得られる資格を基礎として養護教諭免許状を取得しようとするものは、当該免許状取得後に採用するものとし、それまでの期間は臨時的任用とする。
- ④ 上記①から③までのほか、採用時期を変更することについて、特にやむを得ない事情があると認められる場合
- (2) 選考試験の合格者であっても、次の①から③までのいずれかに該当する場合は採用しない。
- ① 合格した試験区分及び教科・科目等に応ずる教諭普通免許状又は特別免許状を取得見込みの者が、令和3年3月31日までに当該免許状を取得できない場合
- ② 令和3年4月1日現在において、合格した試験区分及び教科・科目等の有効な普通免許状を有していない場合
- ③ 大分県教育関係職員健康診断審議会の結果、「就労不可」と判断された場合
- (3) 願書等の記載事項に虚偽があった場合や、教員としてふさわしくない非違行為があった場合は、合格を取り消すことがある。
- (4) 令和2年4月1日現在の初任給は、教職調整額、義務教育等教員特別手当等を含み、大学卒約226,000円、短期大学卒約199,000円で、採用前の職歴を有する者は、条件に応じて加算される。また、在職期間等により期末・勤勉手当が支給される。この他に扶養手当、住居手当、通勤手当などが実態に応じて支給される。

13 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応として、試験日程等を変更する場合は、大分県教育委員会のホームページ(<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>)に掲載するので、各自で随時確認すること。
- (2) 台風等のため、試験の日程を変更する場合は、試験前日の午後3時以降に、大分県教育委員会のホームページ(<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>)に掲載する。
- (3) 体育実技試験を受験する者は、必要に応じて、事前に健康診断や医師の診察を受けるなど体調管理に十分注意すること。
- (4) 大分県公立学校教員採用選考試験に関する問い合わせ先は、「5(3)書類の提出先」とする。ただし、試験当日の問い合わせ先は、各試験場とする。
- (5) 過去の試験問題等は、以下の場所で公開している。
大分県情報センター(大分県庁舎本館1階) 電話(097)506-2285
郵便番号 870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
問い合わせ 9:00~17:00(土曜・日曜日及び祝日を除く。)

願書等入力上の注意

※電子申請の入力前に以下の注意をよく読み、各項目の入力について事前に把握してください。また、電子申請後の印刷物に各項目の入力事項が正しく表示されているかも、必ず確認してください。

【願書】

- (1) 志望する「選考区分」と「試験区分 第1志望」を入力すること。
- (2) 併願希望者は、併願可能な組み合わせに従い、「試験区分 第2志望」を入力すること。
- (3) 「教科・科目」は、小中学校連携教諭、中学校教諭、高等学校教諭志望者のみ入力すること。
高等学校の地理歴史・理科・工業の志望者については、地理歴史〔地理〕・理科〔化学〕・工業〔機械〕のように入力すること。
- (4) 「楽曲演奏用の楽器」は、小中学校連携・中学校・高等学校教諭の音楽志望者のみ、実技試験で使用する楽器名等を入力すること。（声楽の場合は、声楽と入力すること。）
- (5) 「実技選択種目」は、小中学校連携・中学校・高等学校教諭の保健体育志望者のみ、次の「選択1」と「選択2」の各選択種目群のうちから、それぞれ1種目、合わせて2種目を出願時に選択すること。また、「体育実技用性別」も選択すること。

【選択1】ダンス（創作ダンス、現代的なリズムのダンスから選択）

【選択2】水泳（クロール、平泳ぎから選択）

【体育実技用性別】性別（男性、女性から選択）

- (6) 「第1次試験免除」は、以下のとおり入力すること。（全員が必ず入力すること）
 - ① 「過去2年間の大分県公立学校教員採用選考試験 受験状況」は、全ての志願者が、該当するものを入力すること。さらに、「1 令和2年度選考（令和元年度実施）で1次、2次に合格」を選択した者は、令和2年度大分県公立学校教員採用選考試験（令和元年度実施）における「受験番号」及び「願書の氏名」を入力すること。「2 平成31年度選考（平成30年度実施）で1次、2次に合格」を選択した者は、平成31年度大分県公立学校教員採用選考試験（平成30年度実施）における「受験番号」及び「願書の氏名」を入力すること。
 - ② 「1 令和2年度選考（令和元年度実施）で1次、2次に合格」または「2 平成31年度選考（平成30年度実施）で1次、2次に合格」を選択した者のみ、「第1次試験免除の希望の有無」について入力すること。
- (7) 「採用延期の申請要件に該当する者」は、「12 採用及び給与」（1）の①による採用延期の申請要件の事項について「1 大学院修士課程等に進学予定者が合格した場合の採用延期」又は「2 大学院修士課程等に在学する者が合格した場合の採用延期」のいずれかを入力すること。さらに、「採用延期の希望の有無」について入力すること。
- (8) 「現住所」「上記以外の連絡先住所」は、詳しく入力すること。
- (9) 「電話」及び「携帯電話」は、連絡上必要なので、必ず入力すること。
- (10) 「学歴」は高等学校以降を入力し、大学等については学部・学科・専攻名を正確に入力すること。
- (11) 出願の時点で現に就職している者（臨時講師等を含む。）は、現在の勤務先についてのみを「職歴」の上段に入力し、下段は空欄とすること。
ただし、特別選考（Ⅱ）志望者は、職歴を全て入力すること。欄が不足する場合は、直近のものから入力できる範囲で入力すること。
- (12) 「所有教員免許状」は、所有している教員免許状を下記のとおり入力すること。
 - ① 「第1志望に必ず入る免許状」には、第1志望に必ず入る免許状を入力すること。
ただし、小中学校連携教諭志望者は小学教諭普通免許状に加えて、音楽志望者は中学校教諭（音楽）普通免許状、保健体育志望者は中学校教諭（保健体育）普通免許状、英語志望者は中学校教諭（外国語）普通免許状を、特別支援学校教諭志望者は、特別支援学校教諭普通免許状又は盲・聾・養護学校のいずれかの教諭普通免許状に加えて、小学部志望者は小学校教諭普通免許状、中学部志望者は中学校教諭普通免許状、高等部志望者は高等学校教諭普通免許状を「第1志望に必ず入る免許状」に入力すること。
 - ② 併願を希望する者は、「第2志望又はそれ以外の免許状」に、「第2志望に必ず入る免許状」を入力すること。それ以外の免許状についても「第2志望又はそれ以外の免許状」に入力すること。
 - ③ 同一試験区分・同一教科については、上級免許状のみ入力すること。
（例）小学校教諭専修免許状と小学校教諭一種免許状 → 小学校教諭専修免許状のみ
 - ④ 「種類」は、次のように略記すること。

小学校教諭	小	養護学校教諭	養学
中学校教諭	中	特別支援学校教諭	特支
高等学校教諭	高	養護教諭	養
盲学校教諭	盲	栄養教諭	栄
聾学校教諭	聾		

専修免許状	専
一種免許状	1
二種免許状	2

（入力例）小学校教諭一種免許状 → 小1、高等学校教諭専修免許状 → 高専

- ⑤ 中・高等学校教諭免許状については、「教科・領域」に教科名を入力すること。
また、特別支援学校教諭免許状については、「教科・領域」に領域名を入力すること。
- ⑥ 司書教諭資格を所有している場合は、「種類」に「司書教諭」と入力すること。

コード番号

【志望コード】

試験区分	教科・科目等	コード	教科・科目等	コード	教科・科目等	コード	教科・科目等	コード
小学校教諭		11						
小中学校連携教諭	音楽	21	保健体育	22	英語	23		
中学校教諭	国語	31	理科	34	保健体育	37	英語	40
	社会	32	音楽	35	技術	38		
	数学	33	美術	36	家庭	39		
高等学校教諭	国語	41	理科〔化学〕	48	家庭	55	工業〔デザイン〕	62
	地理歴史〔世界史〕	42	理科〔生物〕	49	農業	56	水産〔機関〕	63
	地理歴史〔日本史〕	43	保健体育	50	工業〔機械〕	57	商業	64
	地理歴史〔地理〕	44	音楽	51	工業〔電気〕	58	情報	65
	公民	45	美術	52	工業〔土木〕	59	福祉	66
	数学	46	書道	53	工業〔建築〕	60	その他の教科・科目	67
	理科〔物理〕	47	英語	54	工業〔工業化学〕	61		
特別支援学校教諭	小学部	71	中学部	72	高等部	73		
養護教諭		81						
栄養教諭		91						

【実技選択種目コード】

小中学校連携教諭（保健体育）、中学校又は高等学校の保健体育志望者のみ

(1) 選択1（ダンス） (2) 選択2（水泳50m） (3) 体育実技用性別

選択種目	コード	選択種目	コード	性別	コード
創作ダンス	1	クロール	3	男性	5
現代的なリズムのダンス	2	平泳ぎ	4	女性	6

【学校コード】

国立大学	コード	京都教育大学	140	愛知県立芸術大学	179	淑徳大学	218
北海道大学	101	京都工芸繊維大学	141	滋賀県立大学	180	青山学院大学	219
北海道教育大学	102	大阪大学	142	京都市立芸術大学	181	麗澤大学	220
弘前大学	103	大阪教育大学	143	京都府立大学	182	大妻女子大学	221
岩手大学	104	兵庫教育大学	144	大阪府立大学	183	学習院大学	222
東北大学	105	神戸大学	145	大阪府立大学	184	北里大学	223
宮城教育大学	106	奈良教育大学	146	神戸市外国語大学	185	共立女子大学	224
秋田大学	107	奈良女子大学	147	兵庫県立大学	186	杏林大学	225
山形大学	108	和歌山大学	148	尾道大学	187	国立音楽大学	226
福島大学	109	鳥取大学	149	広島市立大学	188	慶應義塾大学	227
茨城大学	110	鳥根大学	150	県立広島大学	189	工学院大学	228
筑波大学	111	岡山大学	151	下関市立大学	190	国學院大学	229
宇都宮大学	112	広島大学	152	山口県立大学	191	国士館大学	230
群馬大学	113	山口大学	153	高知県立大学（高知女子大学）	192	国際基督教大学	231
埼玉大学	114	徳島大学	154	高知工科大学	193	駒澤大学	232
千葉大学	115	鳴門教育大学	155	北九州市立大学	194	実践女子大学	233
東京大学	116	香川大学	156	福岡県立大学	195	芝浦工業大学	234
東京外国語大学	117	愛媛大学	157	福岡女子大学	196	順天堂大学	235
東京学芸大学	118	高知大学	158	長崎県立大学	197	上智大学	236
東京農工大学	119	福岡教育大学	159	熊本県立大学	198	昭和女子大学	237
東京芸術大学	120	九州大学	160	大分県立看護科学大学	199	成蹊大学	238
東京工業大学	121	九州工業大学	161	宮崎公立大学	200	成城大学	239
一橋大学	122	佐賀大学	162	沖縄県立芸術大学	201	専修大学	240
お茶の水女子大学	123	長崎大学	163	名桜大学	202	創価大学	241
電気通信大学	124	熊本大学	164	その他の公立大学	203	大正大学	242
横浜国立大学	125	大分大学	165	私立大学（関東以北）	コード	大東文化大学	243
新潟大学	126	宮崎大学	166	仙台大学	204	拓殖大学	244
上越教育大学	127	鹿児島大学	167	東北福祉大学	205	玉川大学	245
山梨大学	128	鹿児島体育大学	168	流通経済大学	206	多摩美術大学	246
信州大学	129	琉球大学	169	跡見学園女子大学	207	中央大学	247
富山大学	130	その他の国立大学	170	城西大学	208	津田塾大学	248
金沢大学	131	公立大学	コード	女子栄養大学	209	帝京大学	249
福井大学	132	釧路公立大学	171	駿河台大学	210	東海大学	250
岐阜大学	133	部留文科大学	172	東京国際大学	211	東京音楽大学	251
静岡大学	134	台湾大学	173	東邦音楽大学	212	東京家政大学	252
名古屋大学	135	埼玉県立大学	174	獨協大学	213	東京家政学院大学	253
愛知教育大学	136	金沢芸術工芸大学	175	文教大学	214	東京経済大学	254
三重大学	137	横浜市立大学	176	明海大学	215	東京女子大学	255
滋賀大学	138	静岡県立大学	177	国際武道大学	216	東京女子体育大学	256
京都大学	139	愛知県立大学	178	秀明大学	217	東京造形大学	257

東京電機大学	258	大谷大学	307	吉備国際大学	356	南九州大学	405
東京農業大学	259	京都外国語大学	308	くらしき作陽大学	357	宮崎産業経営大学	406
東京福祉大学	260	京都光華女子大学	309	就実大学	358	宮崎国際大学	407
東京理科大学	261	京都産業大学	310	ノートルダム清心女子大学	359	鹿児島国際大学	408
東邦大学	262	京都女子大学	311	美作大学	360	鹿児島純心女子大学	409
桐蔭学園大学	263	京都造形芸術大学	312	エリザベト音楽大学	361	第一工業大学	410
東洋大学	264	京都橘大学	313	広島経済大学	362	私立大学	コード
二松学舎大学	265	同志社大学	314	広島修道大学	363	その他の私立大学	411
日本大学	266	同志社女子大学	315	広島女学院大学	364	短期大学	コード
日本女子大学	267	花園大学	316	広島文教大学	365	愛知産業大学短期大学部	412
日本女子体育大学	268	佛敎大学	317	安田女子大学	366	関西女子短期大学	413
日本体育大学	269	立命館大学	318	東亜大学	367	島根県立女子短期大学	414
文化学園大学 (文化女子大学)	270	龍谷大学	319	徳山大学	368	福山女子短期大学	415
法政大学	271	大阪大谷大学	320	山口学芸大学	369	九州大谷短期大学	416
武蔵大学	272	大阪音楽大学	321	摂光学院大学	370	九州女子短期大学	417
武蔵野音楽大学	273	大阪学院大学	322	西国大学	371	九州造形短期大学	418
武蔵野美術大学	274	大阪経済大学	323	徳島文理大学	372	近畿大学九州短期大学	419
明治大学	275	大阪経済法科大学	324	高松大学	373	久留米信愛女学院短期大学	420
明治学院大学	276	大阪芸術大学	325	松山大学	374	香南女子短期大学	421
明星大学	277	大阪工業大学	326	私立大学 (九州地区)	コード	純真短期大学	422
立教大学	278	大阪国際大学	327	九州共立大学	375	精華女子短期大学	423
立正大学	279	大阪産業大学	328	九州国際大学	376	西南女学院大学短期大学部	424
和光大学	280	大阪体育大学	329	九州産業大学	377	筑紫女学院大学短期大学部	425
早稲田大学	281	大阪電気通信大学	330	九州女子大学	378	中村学園大学短期大学部	426
神奈川大学	282	関西大学	331	久留米大学	379	西日本短期大学	427
鎌倉女子大学	283	関西外国語大学	332	久留米工業大学	380	東筑紫短期大学	428
関東学院大学	284	近畿大学	333	西南学院大学	381	福岡女学院大学短期大学部	429
相模女子大学	285	相愛大学	334	西南女学院大学	382	福岡女子短期大学	430
女子美術大学	286	帝塚山学院大学	335	第一薬科大学	383	福岡こども短期大学	431
洗足学園音楽大学	287	阪南大学	336	筑紫女学院大学	384	九州龍谷短期大学	432
フェリス学院大学	288	桃山学院大学	337	東和大学	385	佐賀女子短期大学	433
山梨学院大学	289	菅原大学	338	中村学園大学	386	長崎外国語短期大学	434
長野大学	290	関西学院大学	339	西日本工業大学	387	長崎女子短期大学	435
私立大学 (東海・北陸・近畿地区)	コード	甲南大学	340	福岡大学	388	尚絅大学短期大学部	436
金沢工業大学	291	甲南女子大学	341	福岡工業大学	389	大分県立芸術文化短期大学	437
岐阜経済大学	292	神戸学院大学	342	福岡女学院大学	390	大分短期大学	438
岐阜女子大学	293	神戸国際大学	343	西九州大学	391	東九州短期大学	439
岐阜聖徳学園大学	294	神戸松蔭女子学院大学	344	活水女子大学	392	別府大学短期大学部	440
東海学院大学	295	神戸女子大学	345	長崎外国語大学	393	別府清部学園短期大学	441
愛知大学	296	岡田学園女子大学	346	長崎国際大学	394	宮崎学園短期大学	442
愛知学院大学	297	姫路獨協大学	347	長崎純心大学	395	聖心ウルスラ学園短期大学	443
中京大学	298	兵庫大学	348	長崎総合科学大学	396	鹿児島国際大学短期大学部	444
至学館大学 (中京女子大学)	299	武庫川女子大学	349	九州看護福祉大学	397	鹿児島純心女子短期大学	445
同朋大学	300	帝塚山大学	350	熊本学園大学	398	鹿児島女子短期大学	446
名古屋芸術大学	301	天理大学	351	尚絅大学	399	第一幼児教育短期大学	447
名古屋女子大学	302	奈良大学	352	崇城大学	400	その他の短期大学 (部)	448
南山大学	303	高野山大学	353	日本文理大学	401	その他の学校	コード
日本福祉大学	304	私立大学 (中国・四国地区)	コード	別府大学	402	その他の学校	449
名城大学	305	岡山理科大学	354	立命館アジア太平洋大学	403		
皇學館大学	306	川崎医療福祉大学	355	九州保健福祉大学	404		

【学部等コード】

大学院 (博士課程)	コード	学部等	コード	学部等	コード	学部等	コード
大学院 (博士課程)	11	学芸学部	20	商学部	31	法学部	42
大学院 (修士課程)	コード	学校教育学部	21	人文学部	32	法文学部	43
教職大学院 (専門修士課程)	12	看護学部	22	生活科学部	33	法経学部	44
教育学研究科	13	教育学部	23	政治経済学部	34	保健学部	45
工学研究科	14	教育福祉科学部	24	造形学部	35	理学部	46
理学研究科	15	教養学部	25	総合科学部	36	理工学部	47
その他の研究科	16	経営学部	26	体育学部	37	その他の学部	48
大学の専攻科	17	経済学部	27	農学部	38		
学部等	コード	芸術学部	28	美術学部	39	短期大学・その他の学校	50
音楽学部	18	工学部	29	文学部	40		
外国語学部	19	社会学部	30	文理学部	41		

【現職コード】

職歴	コード	職歴	コード	職歴	コード
大学等在学中	1	教諭	4	正規職員 (学校以外)	7
無職 (過去に職歴なし)	2	講師 (臨時任用)・非常勤講師	5	臨時的任用職員 (学校以外)	8
無職 (過去に職歴あり)	3	学校に勤務する上記以外の職員	6		

【現勤務校コード】＝出願時に学校（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校）に勤務している者のみ

学校名	コード	学校名	コード	学校名	コード	学校名	コード
県内の小・中学校	11	東原館高等学校	27	日田三瀬高等学校	43	南石垣支援学校	59
高田高等学校	12	大分鶴崎高等学校	28	日田林工高等学校	44	新生支援学校	60
国東高等学校	13	鶴崎工業高等学校	29	中津南高等学校	45	大分支援学校	61
杵築高等学校	14	情報科学高等学校	30	中津北高等学校	46	白竹支援学校	62
日出総合高等学校	15	大分東高等学校	31	中津東高等学校	47	佐伯支援学校	63
別府鶴見丘高等学校	16	山布高等学校	32	宇佐高等学校	48	竹田支援学校	64
別府瑞青高等学校	17	臼杵高等学校	33	宇佐産業科学高等学校	49	日田支援学校	65
大分上野丘高等学校	18	海洋科学高等学校	34	安心院高等学校	50	県内のその他特別支援学校	66
大分舞姫高等学校	19	津久井高等学校	35	県内の私立高等学校	51	県外の小・中学校	67
大分輝城台高等学校	20	佐伯鶴城高等学校	36	盲学校	52	県外の高等学校	68
大分南高等学校	21	佐伯豊南高等学校	37	聾学校	53	県外の特別支援学校	69
大分豊府高等学校	22	三重総合高等学校	38	日出支援学校	54		
大分工業高等学校	23	竹田高等学校	39	宇佐支援学校	55		
大分前菜高等学校	24	玖珠美山高等学校	40	中津支援学校	56		
芸術緑丘高等学校	25	久住高原農業高校	41	山布支援学校	57		
大分西高等学校	26	日田高等学校	42	別府支援学校	58		

※分校は本校のコードを記入すること。

【免許コード】

小学校/中学校/特別支援学校/普通教諭/栄養教諭/その他

校種(教科)	専修	一種	二種
小学校教諭	101	111	121
中学校教諭(国語)	201	211	221
中学校教諭(社会)	202	212	222
中学校教諭(数学)	203	213	223
中学校教諭(理科)	204	214	224
中学校教諭(音楽)	205	215	225
中学校教諭(美術)	206	216	226
中学校教諭(保健体育)	207	217	227
中学校教諭(技術)	208	218	228
中学校教諭(家庭)	209	219	229
中学校教諭(英語)	210	220	230
盲学校教諭	401	411	421
聾学校教諭	402	412	422
養護学校教諭	403	413	423
特別支援学校教諭	404	414	424
養護教諭	501	511	521
栄養教諭	601	611	621
その他	901	911	921

司書教諭資格	951
--------	-----

高等学校

校種(教科)	専修	一種
高等学校教諭(国語)	301	351
高等学校教諭(社会)	302	352
高等学校教諭(地理歴史)	303	353
高等学校教諭(公民)	304	354
高等学校教諭(数学)	305	355
高等学校教諭(理科)	306	356
高等学校教諭(保健体育)	307	357
高等学校教諭(音楽)	308	358
高等学校教諭(美術)	309	359
高等学校教諭(書道)	310	360
高等学校教諭(英語)	311	361
高等学校教諭(家庭)	312	362
高等学校教諭(農業)	313	363
高等学校教諭(工業)	314	364
高等学校教諭(商業)	315	365
高等学校教諭(水産)	316	366
高等学校教諭(看護)	317	367
高等学校教諭(情報)	318	368
高等学校教諭(福祉)	319	369
高等学校教諭(商船)	320	370
その他	901	911

令和3年度大分県公立学校教員採用選考試験の主な日程

令和2年5月11日(月)～6月8日(月)	電子申請出願期間(願書受付)
令和2年7月12日(日)	第1次試験
令和2年7月27日(月)	第1次試験結果発表及び通知
令和2年8月6日(木)～8月12日(水) (予定)のうち、指定する日	第2次試験
令和2年9月2日(水)	第2次試験結果発表及び通知
令和2年9月19日(土)～9月23日(水) (予定)のうち、指定する日	第3次試験
令和2年10月14日(水) (予定)	第3次試験結果発表及び通知

【問い合わせ先】

大分県教育庁教育人事課

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号

電話 097-506-5518

ホームページ <http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>

民間企業等での管理職経験者を対象とした 令和3年度大分県公立学校「校長」採用候補者選考試験実施要項

大分県教育委員会

1 目的

民間企業等での豊かな経験を持ち、柔軟な発想や企画力、組織運営能力をいかした学校経営ができる優れた人材を県内の市町村立学校又は県立高等学校の校長採用候補者として選考するためを行う。

2 求められる民間人校長像

民間企業等で培った柔軟な発想や企画力、組織運営能力を有し、教職員の意識改革及び学校組織の改革への意欲に富んでいる者

3 募集内容

- (1) 人数 1人以内（選考の結果、合格者がいない場合もある。）
- (2) 採用予定時期 令和3年1月

大分県教育委員会事務局職員として採用して研修等を実施後、令和3年4月1日に大分県市町村立学校又は大分県立高等学校の校長として任用する予定である。

4 受験資格

次の各号のいずれの要件にも該当する者であること。

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 昭和38年4月2日から昭和48年4月1日までに生まれた者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格条項に該当しない者
- (4) 民間企業等において管理職である者又はそれと同等の経験を有する者
- (5) 平成29年度、平成30年度及び令和元年度実施の本試験をいずれも受験していない者
- (6) 出願時点で、公務員及び国公私立学校・学習塾・予備校等の教育職でない者
- (7) 県内のどこにでも赴任できる者

（参考）

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法（抜粋）

〔校長・教員の欠格事由〕

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (3) 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 選考基準

選考は、次の各号に定める基準を考慮し、民間企業等での管理職としての経験、面接試験の結果等の客観的な資料により行う。

- (1) 優れた識見と教育に対する確かな理念を有していること。

- (2) 指導力に富み、マネジメント感覚に秀でていること。
- (3) 具体的な学校経営ビジョンを有していること。
- (4) 社会の動向に対する洞察力と先見性を有していること。
- (5) 家庭・地域と連携して、開かれた学校づくりを推進できる能力を有していること。

6 出願等手続

(1) 願書受付期間及び提出方法等

願書受付期間	令和2年7月27日(月)から8月17日(月)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
--------	---

提出方法は、次の①又は②とする。①及び②とも、提出書類を封筒に入れ、封筒の表に「校長選考試験願書在中」と朱書きすること。

① 持参による場合	・6の(2)の書類の提出先に持参すること。 ・受付時間は、8:30~17:15とする(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
② 郵送による場合	・簡易書留とすること。 ・令和2年8月17日(月)の消印のあるものまでを有効とする。

(2) 書類の提出先

大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班 (大分県庁舎別館7階)
郵便番号 870-8503 大分市府内町3丁目10番1号
電話(097)506-5518

(3) 提出書類

	提出物	注意事項等
①	願書(様式1)	・必要事項を記入し、写真を貼付すること。
②	自己アピール書(様式2)	・必要事項を記入すること。
③	レポート (A4判 縦長、横書き、 2,000字程度)(様式3)	・テーマ「私のめざす学校づくり」 知・徳・体の調和のとれた子どもを育成するために、学力・体力の向上や豊かな心の育成など、保護者や地域社会から信頼される学校づくりが求められています。この中で期待された成果を挙げるために、どのような学校運営を行うのか、具体的に記述すること。
④	返信用封筒 (第1次選考結果通知用)	・84円切手を貼り、住所、氏名を明記すること(宛名は「〇〇様」とすること)。 ・封筒の規格は、23.5cm×12cm(長形3号)、糊付き封筒とする。

- (注意) ア 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けないことがある。
イ 提出書類については、理由のいかんを問わず返却しない。
ウ 受験料は不要である。

7 第1次選考

(1) 選考内容

選考	内容等
書類選考	提出書類による。

(2) 選考結果

第1次選考の結果は、令和2年8月31日(月)午前9時、大分県庁舎本館1階の県政掲示板(県民室横)に第1次選考の合格者の受験番号を掲示するとともに、別途出願者全員宛て文書で通知する。

また、第1次選考の合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ(<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>)にも掲載する。

8 第2次選考

第1次選考の合格者について、以下のとおり、第2次選考を実施する。
なお、日程及び試験場等の詳細は、第1次選考結果通知時に併せて指示する。

(1) 期 日

令和2年9月6日(日)

(2) 試験場

大分県庁舎内

(3) 選考内容

選考	内容等
面接Ⅰ	個人面接（自己アピール書及びレポートの内容に関する面接）
面接Ⅱ	個人面接

(4) 選考結果

第2次選考の結果は、令和2年9月14日（月）午前9時、大分県庁舎本館1階の県政掲示板（県民室横）に、第2次選考の合格者の受験番号を掲示するとともに、別途受験者全員宛て文書で通知する。

また、第2次選考の合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ（<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>）にも掲載する。

（注意）第2次選考の成績上位から合格者を決定するが、採用予定者数内であっても、適性が認められないと判断される場合は、合格者としがないことがある。

9 得点等の送付

受験者全員に対して、第1次試験の総合点及び第2次試験の総合点を、各試験の結果の通知とともに送付する。

10 合格者の行う手続等

- (1) 第2次選考の合格者には採用内定者として必要な手続について通知する。
- (2) 第2次選考の合格者は、指定する日までに健康診断書（所定用紙）を提出すること。詳細は、第2次選考合格者に対して通知する。
- (3) 願書等の記載事項に虚偽があった場合や、校長としてふさわしくない非違行為があった場合は、合格を取り消すことがある。

(参考)

- (1) 採用時の給料は、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）等の規定に基づき決定する。その他扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等の諸手当を、それぞれの支給要件に応じて支給する。

（参考）職員の給与に関する大分県人事委員会勧告資料（令和元年10月4日勧告）

小・中学校長の平均給料月額（基本給） 443,931円

〃 平均給与月額（基本給及び諸手当） 515,788円

- (2) 一般職の地方公務員となるため、採用後は、営利企業等への従事は原則として認められない。
- (3) 退職については、職員の定年等に関する条例（昭和59年大分県条例第13号）の規定が適用される（60歳に達した日以後における最初の3月31日に退職する。）。

【問合せ先】

大分県教育庁教育人事課

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号

電話 097-506-5516

ホームページ <http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>

令和3年度大分県教育庁等職員（埋蔵文化財担当）採用選考試験実施要項

大分県教育委員会

1 目的

大分県教育庁等職員（埋蔵文化財担当）を志望する者について、令和3年度採用に当たっての選考資料とするために実施する。

2 選考対象の職種、採用予定者数及び職務内容

職 種	採用予定者数	職 務 内 容
埋蔵文化財担当職員	2人	令和3年度から文化課、埋蔵文化財センター等に勤務し、文化財保護行政及び埋蔵文化財の発掘調査・研究等に関する業務に従事する。

3 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又は大学院で、考古学、歴史学又は文化財学に関連する専門課程を卒業（修了）した者又は卒業見込み（修了見込み）の者
- (2) 昭和45年4月2日以降に生まれた者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者
- (4) 令和3年4月1日以降の採用に応じられる者

※ 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消す。また、県職員としてふさわしくない非違行為があった場合は、合格を取り消すことがある。

(参考)

地方公務員法（抜粋）

(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 出願等手続

- (1) 願書受付期間及び提出方法等

願書受付期間	令和2年5月7日（木）から6月5日（金）まで （日曜日及び土曜日を除く。）
--------	--

提出方法は、次の①又は②とする。

①持参による場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 (2) の書類の提出先に持参すること。 ・ 受付時間は、8:30～17:15とする。
②郵送による場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易書留とし、封筒の表に「教育庁等職員（埋蔵文化財担当）採用選考試験願書在中」と朱書きすること。 ・ 令和2年6月5日（金）の消印のあるものまで有効とする。

(2) 書類の提出先

大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階

大分県教育庁 教育人事課 教育庁人事班

郵便番号 870-8503 電話 (097)506-5427

(3) 提出書類

	提出物	注意事項等
①	願 書	・ 必要事項を記入し、写真を貼付すること。
②	受験票	・ 必要事項を記入すること。
③	返信用封筒 2枚 (「受験票送付用」及び「第1次試験結果通知用」)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 84円切手を貼り、住所、氏名を明記すること。 (宛名は「〇〇様」とすること。) ・ 封筒の規格は、23.5cm×12cm (長形3号)、糊付封筒とする (両面テープ貼付可)。
④	自己紹介書	・ 所定のもの (ボールペンで記入すること。)

(注意) ア 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けないことがある。

イ 願書と受験票は切り離さないこと。

ウ 願書、受験票及び自己紹介書は、大分県教育委員会のホームページ (<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>) から入手できる。

エ 受験料は不要である。

(4) 受験票の交付

令和2年6月12日（金）頃本人宛て発送する。

※ 令和2年6月19日（金）を過ぎても受験票が届かない場合は、4(2)の書類の提出先まで連絡すること。

5 第1次試験

(1) 期 日

令和2年6月28日（日）

(2) 試験場

大分県庁舎新館14階 大会議室（大分市大手町3丁目1番1号）

(注意) 受験者による県庁舎駐車場の利用はできない。

(3) 試験内容及び日程

時 間	試験等	試験会場
9:00	入室完了	・試験室には、8:30から入室可
9:00～9:20	出欠確認、諸注意	
9:20～10:20	専門試験	・埋蔵文化財担当職員としての専門知識（考古学等）

※専門試験に遅刻した場合は、試験開始後30分以内に限り受験を認める。

(4) 携行品 受験票、時計（計時機能のみのものに限る。）及び

筆記具（黒鉛筆又はシャープペンシル（HB程度）、消しゴム）

(5) 選考結果

① 第1次試験の合格者数は、採用予定者数の3倍とする。

ただし、採用予定者数の3倍以内であっても、成績が著しく低い場合は、合格者とししない。

※ 成績が著しく低い場合：第1次試験の得点率が40%（100点満点中40点）以下に該当する場合

② 第1次試験の選考の結果は、令和2年7月10日（金）午前9時に、大分県庁舎本館1階の県政掲示板（県民室横）に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に文書で通知する。

また、合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ（<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>）にも掲載する。

③ 第1次試験の専門試験の「正解・配点」を大分県教育委員会のホームページ（<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>）に掲載する。

6 第2次試験

第1次試験の合格者について、以下のとおり第2次試験を実施する。

なお、日程等の詳細は、第1次試験結果通知の際に第1次試験合格者に対して通知する。

(1) 期 日

令和2年8月22日（土）

(2) 試験場

大分県教育センター（大分市大字旦野原847番地の2） 電話（097）569-0118

(3) 試験内容

試 験	内 容 等
実技試験	・埋蔵文化財担当職員としての専門知識（考古学）についての実技
個人面接	・人物、教養、専門性及び公務員としての適格性についての個人面接

(4) 選考結果

選考の結果は、令和2年9月2日（水）午前9時に、大分県庁舎本館1階の県政掲示板（県民室横）に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に文書で通知する。また、合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ（<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>）

にも掲載する。

7 各試験の配点

試験	第1次試験(100点)	第2次試験(300点)	
	専門試験	実技試験	個人面接
配点	100点	100点	200点

8 得点等の送付・開示

受験者全員に対して、選考試験の得点を、選考試験の結果の通知とともに送付する(口頭による開示(簡易開示)は行わない。)

9 合格者の行う手続

合格者は、指定する日までに採用のための必要書類を提出すること。詳細は、合格者に対して通知する。

10 採用及び給与

- (1) 合格者は、令和3年4月1日付けで採用する。
- (2) 採用時の給料は、職員の給与に関する条例(昭和32年大分県条例第39号)等の規定に基づき決定する。その他扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当を、それぞれの支給要件に応じて支給する。

なお、採用前の職歴を有する者は、条件に応じて加算される。

11 その他

- (1) 携帯電話は試験場内では電源を切り、かばん等に入れておくこと。携帯電話を時計代わりに使用することはできない。
- (2) 新型コロナウイルス感染症への対応として、試験日程等を変更する場合は、大分県教育委員会のホームページ(<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>)に掲載するので各自で随時確認すること。

【問合せ先】

大分県教育庁教育人事課

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号

電話 097-506-5427

ホームページ <http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>